

質問回答

2017年10月19日

「ツバル国離島開発用多目的船建造計画準備調査」

(公示日：2017年10月11日／公示番号：170761) について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	業務指示書 第2 業務の目的・内容に関する事項 p.5 (9) 相手国負担事項の確認	相手国負担事項のうち、便宜供与、各種許可の取得、環境社会配慮に係る手続き等は、当然調査対象ですが、本件業務は本邦で建造し完成した船舶をツバルに輸送して引き渡すため、現地工事が生じません。現地工事を伴う施設案件と異なり、機材供与のかたちとなることから、ツバルにおける税制度及び免税制度について、法人所得税、個人所得税、VAT等間接税、関税をどの程度細部まで調査すべきでしょうか。	施設案件でなくても事業実施に当たり、想定される税制度及び免税制度については詳細な調査が必要になると考えます。 一例としては以下の通りです。 ・業者が多目的船をツバルに輸入する際にかかる関税の免税手続き ・輸入の手続きを行うサブコン（第三国企業、現地企業）にかかる法人所得税、個人所得税、VAT等間接税などの免税手続き 他方、本邦企業に係る法人・個人所得税及びその他の税金については、一般的な情報でよいと考えます。

以上